

平成二十一年三月十三日受領
答弁第一八八号

内閣衆質一七一第一八八号

平成二十一年三月十三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員加藤公一君提出国立感染症研究所村山庁舎のBSL-4施設の稼動に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

衆議院議員加藤公一君提出国立感染症研究所村山庁舎のBSL-4施設の稼動に関する質問に対する
答弁書

一について

御指摘のBSL-4施設の稼動については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成十八年十一月十日衆議院厚生労働委員会）において、「感染症に関する研究を推進し、一類感染症等の国内発生や生物テロなどの緊急時に備えるため、周辺への安全配慮の下、P4施設を確保し、稼働させること。」とされており、この趣旨も踏まえ、引き続き、周辺住民の理解が得られるよう最大限の努力をしてみたい。

二及び三について

御指摘のBSL-4施設については、BSL-4よりも危険性の低い病原体を対象とした研究に使用するとともに、BSL-4施設として使用可能な状態に保つための改修等を行ってきているところ、現状においても稼動可能であり、厚生労働省としては、新たな施設を建設することは考えていない。